

平成12年 第2回臨時会

厚岸町議会議録

平成12年10月18日 開会
平成12年10月18日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成12年厚岸町議会 第2回臨時会 議録		
招 集 期 日	平成12年10月18日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 事 堂	
開催日時	開 会	平成12年10月18日 午前10時00分
	閉 会	平成12年10月18日 午前10時18分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	高 橋 敏 晃	×	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	稲 井 正 義	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	○
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	×	20	松 岡 安 次	○

以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 2名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一		
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	澤田昭夫		
助役	鈴木英世		
収入役	君澤英二		
総務課長	大沼隆		
税務課長	柿崎修一		
税務課長補佐	豊原隆弘		
保健福祉課長	斉藤健一		
管理課長	深山真		
監査委員	松見幸男		
教育長	小野寺英樹		
教育委員会 管理課長	田辺正保		

1. 会議録署名議員

議席2番	塚田丈太郎	議席3番	田宮勤司
------	-------	------	------

1. 会期

10月18日から10月18日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第2回臨時会議事日程

(12・10・18)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告
第3		会期の決定
第4		行政報告
第5	議案第106号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第6	議案第107号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
追加		陳情取り下げ申出書
追加	陳情第2号	スケート少年達の練習への協力について

議長 　ただいまより、平成12年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議長 　直ちに、本日の会議を開きます。

　　本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

　　本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 塚田議員、3番 田宮議員を指名いたします。

議長 　日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

　　委員長報告を求めます。

　　3番。

3番 　本日、9時30分から第12回議会運営委員会を開催いたしまして、第2回臨時会の議事運営について協議をいたしました。

　　本日の臨時会は先ず報告について、町長からの行政報告がございます。続いて町長提案の議案が、いずれも人事案件2件であります。

　　次に会期の決定であります。本日の会期を1日間としたいということであります。

　　次にその他であります。日程に追加してお手元にお配りをしてございますが、陳情書の取り下げ、これは厚岸スケート少年団 代表 小笠原勲氏から提出されたものであります。「厚岸スケート少年団」の名称が組織の発展的解消によって、変更されるわけがあります。取り下げが行われた後、変更された厚岸スケート少年父母会 代表 小笠原勲氏から、再度スケートリンクの問題について陳情が出されます。宜しくご審議のほどをお願い申し上げます。

　　以上で報告を終わります。

議長 　委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 　日程第3、会期の決定を議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間とい

たしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。

　　よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 　日程第4、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

町長 　「厚岸町アイヌ民族共有財産をとりもどす会」から申し立てられた民事調定事件の終了について、行政報告をさせていただきます。

　　民事調停が申し立てられた経過につきましては、先の第3回定例会においても行政報告をしておりましたが、平成12年8月21日付けで「厚岸町アイヌ民族共有財産をとりもどす会」が、厚岸町を相手として申し立てた「土地存在確認調停事件」については、平成12年9月26日付けをもって、釧路簡易裁判所から当町の訴訟代理人であります福岡弁護士へ「事件終了通知書」が届きました。その内容は、「民事調停法第13条により、平成12年9月25日調停をしないこととして、事件が終了しましたので通知します。」とのことであります。

　　よって、厚岸町を相手として民事調停の申し立てのありました「土地存続確認調停事件」は終了いたしました。ここに至る詳細を今少し申し上げますと、訴訟代理人であります福岡弁護士の説明では、一つには民事調停事件は、通常「調停成立」または「調停不成立」で終了するが、この他に民事調停法第13条は、「調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当ではないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申し立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして事件を終了させることができる。」と規定しており、今回のこの事件は「性質上調停をするのに適当でない認められたもの」と推察している。

　　二つ、本件申し立ての趣旨は「厚岸町小島17番地が現存することの確認」ということであるが、問題の1は、申し立て者である「厚岸町アイヌ民族共有財産をとりもどす会」が、個人か法人か人格が特定できないということ。問題の2は、厚岸町を相手に確認をしても、第三者には何ら効力もないことから、確認の利益がはっきりしないということであり、この旨を上申書で裁判所に提出し、裁判所はこの上申書をどのように評価したのかは分からないが、「互いに譲歩して問題を確定する」調停事件としては、性質上適当

でないと判断されたのではないかとということでもあります。

いずれにいたしましても今回の民事調停事件は、本格的に調停に入る前に終了したとの内容でありますので、ここに報告をいたします。

なお、訴訟代理人に係る経費につきましては、先の第3回定例会での行政報告においても申し上げておりますが、弁護士費用として30万円を12月の第4回定例会において、補正予算に計上いたしたいと考えております。

以上、「厚岸町アイヌ民族共有財産をとりもどす会」から申し立てられた民事調停事件の終了について行政報告といたします。

議長 これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度に止めていただきます。

質疑を行います。ありませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議長 日程第5、議案第106号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただ今上程をいただきました議案第106号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、現在5人の委員を任命させて頂いておりますが、議案第106号の小野寺委員につきましては、本年10月27日をもって2期目4年間の任期が満了することとなります。したがって、同法第4条第1項の規定により本町の被選挙権を有し、人格高潔、教育学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものであります。

住所、厚岸町字住の江町3番地の133。氏名、小野寺英樹。生年月日、昭和13年7月23日。性別、男。職業、地方公務員であります。

以上、大変簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。提案

理由の説明とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 日程第6、議案第107号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 議案第107号の提案理由をご説明申し上げます。

昭和59年から4期16年間教育委員会委員として、また平成2年12月からは教育委員会委員長として、本町の教育行政にご尽力いただいていた川村清蔵氏は、本年10月22日の任期をもつての辞意を表されましたので、新たに教育委員会委員として齋藤章彦氏を任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものであります。

住所、厚岸町梅香町1丁目51番地。氏名、齋藤章彦。生年月日、昭和15年7月10日。性別、男。職業、寺院住職。なお、齋藤氏の経歴につきましては、議案の参考資料として記載のとおりであります。

以上、大変簡単な説明であります。ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとお

り、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

休憩いたします。 休憩時刻10時12分

議長 再会いたします。 再会時刻10時13分

お諮りいたします。

ただ今、お手元に配布いたしました陳情取り下げ申出書につきましては、緊急を要するため急施事件と認め、この際日程に追加し、直ちに審議することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、陳情取り下げ申出書を急施事件として日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

追加日程、陳情取り下げ申出書を議題といたします。

本件につきましては、本年第3回定例会において厚生文教常任委員会に付託し、もっか閉会中の継続審査となっております、スケート少年団冬季練習についての陳情の取り下げ申し出であります。

この陳情書を提出しておりました団体が、新たな組織に衣替えをし、団体名が変更となったことにより一旦陳情を取り下げて、新たに陳情書を提出したいということであり

ます。

お諮りいたします。

本申出書のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり許可することに決定しました。

休憩いたします。 休憩時刻10時14分

議長 再会いたします。 再会時刻10時15分

お諮りいたします。

ただ今、お手元に配布いたしました、陳情第2号 スケート少年達の練習への協力についての陳情書につきましては、緊急を要するため急施事件と認め、この際日程に追加し、直ちに審議することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本陳情書を急施事件として日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

追加日程、陳情第2号 スケート少年達の練習への協力についての陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 これより質疑を行います。

（な し）

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、先ほどの陳情取り下げ申出書でお話ししたとおり、提出団体の名称変更に伴い、新たに陳情書を提出したということであり

ます。

本陳情書については厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本陳情については厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成12年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻10時18分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成12年10月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
